

◆特定事業所加算(居宅介護支援)の算定に係る提出書類

	(I)	(II)	(III)	(A)	厚生労働大臣が定める基準	添付書類
(1) 常勤専従の主任介護支援専門員の配置	●	●	●	●	・常勤専従の主任介護支援専門員を(I)は2名以上、(II)(III)(A)は1名以上配置していること。	●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ●主任介護支援専門員研修の修了証明書
(2) 常勤専従の介護支援専門員の配置	●	●	●	●	・常勤専従の介護支援専門員を(I)(II)は3名以上、(III)は2名以上、(A)は1名以上配置していること。	●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ●介護支援専門員証の写し
(3) 会議の開催	●	●	●	●	・利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達を目的とした会議を定期的(おおむね週1回以上)に開催すること。	●会議の開催の事実が分かる書類(過去の会議の記録の写し等) ●定期的な開催が分かる書類(会議の開催について定めた書面等)
(4) 24時間連絡体制の確保	●	●	●	●	・24時間体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に応じる体制を確保していること。	●重要事項説明書・マニュアル等24時間常時連絡体制が整備されていることが分かる書類
(5) 重度者要件	●	/	/	/	・算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護度3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であること。	●割合の根拠が分かる書類
(6) 研修の実施	●	●	●	●	・当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	●事業所全体の研修計画等(介護支援専門員ごとの個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等が分かるもの)
(7) 支援困難事例への対応	●	●	●	●	・地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している	●地域包括支援センターが支援困難ケースと判断した該当事例の資料等(届出時点で対応実績がない場合は不要)
(8) 事例検討会等への参加	●	●	●	●	・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等へ参加していること。	●事例検討会等の名称・開催日時・主催者・出席者、内容等の記録(届出時点で対応実績がない場合は不要)
(9) 減算規定	●	●	●	●	・運営基準減算または特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。	
(10) 介護支援専門員1人あたりの取扱件数	●	●	●	●	・介護支援専門員1人あたりの取扱件数が40名未満であること。 ※居宅介護支援費(II)を算定している場合は45名未満であること。	●介護支援専門員1人あたりの取扱件数が確認できる書類
(11) 介護支援専門員実務研修における実習受入体制	●	●	●	●	・介護支援専門員実務研修における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。 (平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	●研修の実施主体との間で実習等の受入に同意していることが確認できる書類 ●実習等の受入が未実施である場合は、受入が可能な体制が整っていることを誓約する書類(任意様式)
(12) 事例検討会・研究会等の実施	●	●	●	●	・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等を実施していること。	●事例検討会や研修会等の概要がわかる書類
(13) 居宅サービス計画の作成	●	●	●	●	・必要に応じて多様な主体により提供される日常生活全般を支援するサービス(介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	●居宅サービス計画の写し
(14) 専従の介護支援専門員の配置	/	/	/	●	・専従の介護支援専門員を常勤換算法で1名以上配置していること。 ※他の居宅介護支援事業所の職務と兼務可能(連携している事業所がある場合は連携事業所に限る)	●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ●介護支援専門員証の写し

※特定事業所加算(A)について、上記(4)(6)(11)(12)は他事業所(同一の事業所に限る)との連携により満たすこととしても差し支えない

◆特定事業所医療介護連携加算の算定に係る提出書類

	厚生労働大臣が定める基準	添付書類
(1)	退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院・診療所・地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が年間35回以上であること。	●加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、病院等との連携回数を確認できる資料
(2)	ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定していること。	●加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算の算定回数が5回以上であることを確認できる資料
(3)	特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を算定していること。	